

食糧管理法の一部を改正する法律案（第百八回国会閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、最近における麦作をめぐる諸情勢に対処して、麦の政府の買入れの価格について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向、物価等を参酌して定めることを内容としている。

なお、この法律の施行期日を公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日とするとともに、この法律による改正後の規定は、昭和六十三年産の麦から適用することとしている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における麦作をめぐる諸情勢の変化に対処して、麦の政府買入れ価格について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ、生産費その他

の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参酌して定めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、本法改正の基本的考え方、新しい算定方式の内容、生産性向上成果の農家への還元、現行の算定方式についての見解、農政審議会報告との関係、麦の品質改善のための施策、麦の品質改善と価格政策の関係、麦の生産性向上のための施策、基盤整備に要する農家負担、麦が輪作及び転作に果たす役割、輸入小麦の安全性、国内産麦の流通合理化のための施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して菅野委員より反対である旨の、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨のそれぞれ発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案（第八回国会閣法第六一号）

要旨

本法律案は、大豆及びなたねに係る交付金制度発足後四半世紀が経過したことにかんがみ、その後の大豆及びなたねの生産、需給をめぐる諸情勢の変化に対処するため、交付金制度について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資することを目的とし、所要の改正を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、基準価格算定方式の改正

生産者に保証すべき価格水準として農林水産大臣が定める基準価格の算定に当たつては、大豆またはなたねの生産構造や生産性の向上等を的確に反映したものとすため、これまで行つてきたパリティ価格等を参照する方式を改め、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参照する方式とすることとする。

二、種類等別基準価格の設定

良品質の大豆またはなたねの生産を誘導するため、交

付金の金額の算定の基礎となる基準価格等を種類、銘柄または等級の別に応じて定めることができることとする。

三、最低標準額の設定

生産者団体等による一層の販売努力を促進するため、交付金の算定の基礎となる標準販売価格に最低標準額を設けることとする。

四、制度運営方針の明確化

本制度の運営に当たつて大豆またはなたねの生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮する旨を明確にすることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近の大豆及びなたねの生産をめぐる諸情勢の変化に対処するため、基準価格の算定方式の改正等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法改正の基本的考え方、基準価格及び最低標準額の算定方式の具体的内容、種類等別基準

価格設定の是非、国産大豆の品質の特性、法改正が大豆及びなたね生産に与える影響、大豆の作付けと価格決定の時期のあり方、大豆及びなたねの自給率の向上対策及び生産性向上のための諸施策、転作大豆及びなたねの生産振興対策、流通機構の合理化対策、国産大豆の消費拡大対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、本法律案について、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告いたします。

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

(第百七回国会衆第六号)

要旨

本法律案は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命または身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国の施策等

国及び地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等を防止するため必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならぬこととし、また、流通食品の製造業者等は、流通食品への毒物の混入等の防止に努めるとともに、国または地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

二、警察官等への届出等

製造業者等は、流通食品への毒物の混入等があつたことを知つたときは、直ちにその旨を警察官等に届け出なければならぬこととする。

また、これに違反した者は、二十万円以下の罰金に処することとし、行為者のほか、その業務に係る法人等に対しても刑を科することとする。

なお、製造業者等は、流通食品への毒物の混入等に関

する犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し必要な協力をしなければならぬこととする。

三、流通食品への毒物の混入等の防止のための指導または助言等

主務大臣は、製造業者等に対し、流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合、その防止のため必要な指導または助言をすることができるとし、また、流通食品への毒物の混入等があつた場合、必要な措置をとることを求めることができることとする。

四、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持等のための措置
国または地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等があつた場合またはそのおそれがある場合においては、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持を図り、または製造業者等の経営の安定に資するため、製造業者等に対し、必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

五、流通食品への毒物の混入等の罪

1 流通食品への毒物の混入等を行つた者は、十年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとし、また、この罪の未遂罪は、罰することとする。

なお、これらの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕することとする。

2 流通食品への毒物の混入等の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期または一年以上の懲役に処することとする。

3 これらの罪に当たる行為が刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命または身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、グリコ・森永事件等の捜査状況、法律案提出に至る経緯、法律案成立後の犯罪等の抑止効果、

処罰規定に係る「流通食品」、「毒物」等の定義をめぐる問題と量刑の均衡、毒物混入等の届出義務と裏取引の防止効果、製造業者等の届出義務及び犯罪捜査への協力義務と警察権の拡大、流通食品への毒物の混入等の防止策と関係行政機関の連携体制、製造業者等の損失と援助策の内容、関係労働者への救済策、一般消費者の保護と被害の補償等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。なお、下田委員より、本法律案について、閉会中も継続して審査すべき旨の動議が提出されましたが、賛成少数をもつて否決されました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「届出義務、協力義務等をめぐつて国民の人権を不当に侵害する事態を生ずることのないよう万全を尽くすこと。」など、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。